

四日市市告示第333号

地域密着型サービスについて、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の10第1項の規定により、次のとおり地域密着型サービス事業者の指定の全部の効力を停止したので、法第78条の11に基づき、次のとおり告示する。

平成28年6月1日

四日市市長 田中俊行

- 1 介護保険事業所番号
2470204021
- 2 事業所の名称
機能訓練型デイサービス デイウォークあさけが丘
- 3 事業所の所在地
三重県四日市市あさけが丘二丁目1番42号
- 4 申請者の名称
三重介護支援センター株式会社
- 5 申請者の主たる事務所の所在地
三重県四日市市松本三丁目10番24号
- 6 代表者の氏名
野村 愛一郎
- 7 効力の停止期間
平成28年6月1日から1月間
- 8 サービスの種類
指定地域密着型通所介護

(健康福祉部介護・高齢福祉課)